

【保険金をお支払いできない主な場合】

★ 家財保険金

- ご契約者または被保険者の故意、もしくは重大な過失による損害
- 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の損害
- 火災等の事故の際の紛失または盗難
- 家財が屋外にある間に生じた盗難による損害
- 地震・噴火・津波・風水災害等に起因する損害

★ 修理費用保険金

- ご契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有し、運転する車両、またその積載物の衝突、接触
- 主用構造部分（壁・柱等）の損害賠償責任
- 地震・噴火・津波・風水災害に起因する損害
- 給排水設備そのものの事故

★ 借家人賠償責任保険金

- ご契約者または被保険者の故意による損害
- 被保険者の心神喪失または指図による損害
- 賃貸借契約解約後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任

★ 個人賠償責任保険金

- ご契約者または被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ご契約者または被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 他人から預かった物の損壊
- 地震・噴火・洪水・津波・風水災害に起因する損害

ご契約上の注意事項

保険契約の申込手続きについて

重要事項説明書をお渡しし、書面に基いて、補償内容、重要事項等を説明いたします。内容をよくご理解のうえ、所定の保険申込書へ署名または記名押印をいただきます。

保険責任の始期及び終期について

保険証券記載の保険期間の初日（責任開始日）の0時に始まり、保険期間の最終日の24時に終わります。

告知義務

■ ご契約時にお知らせいただきたいこと

ご契約時に弊社に重要な事項を申し出てください（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されるか、保険金をお支払いできないことがあります。

■ 特に下記の点にご確認ください

- お客様（契約者）の住所、氏名、生年月日
- 保険の目的（ご契約の対象となる家財）の所在地
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）の氏名、生年月日
- 家財を保険の目的とした他の保険契約（特定保険業者、保険業法適用除外業者の共済を含む）の有無
- 賃貸物件が住居用であること（店舗・事務所は不可）

通知義務

お客様（契約者）または被保険者は、責任開始日以後に申込書の記載事項について、変更が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所定の書面にて弊社に申し出て、弊社の承認を得なければなりません。

ご契約が無効となる場合

- お客様（契約者）または被保険者が、ご契約時に保険の目的が既に火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき。
- お客様（契約者）が保険金を不法に取得する目的で保険契約を締結したとき。

クーリングオフ

この保険のご契約期間は1年間ですのでクーリングオフの対象となりません。

24時間受付

お客様相談センター：03-5337-0222

事故受付センター：03-5338-8013

株式会社 賃貸少額短期保険

〒160-0023 東京都新宿区西新宿
7丁目10番19号 西新宿ビル6階TEL：03-3368-0111(代)／ ☎ FAX：0120-64-3333
ホームページ：http://www.cjkk.co.jp/

(2021.03.01)

【補償期間1年】

新 みんなの安心プラン

新 家財総合保険

家財総合責任保険

〈住居用〉



株式会社 賃貸少額短期保険

みんなの安心・ゆとりをささえます！

1 家財の損害を補償

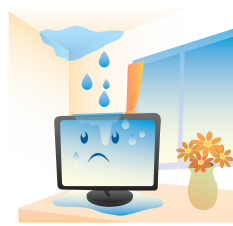
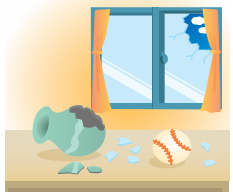
3 家主さんへの賠償

2 修理費補償

4 日常生活での賠償責任

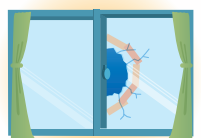
家財保険金

1. 家財のさまざまな損害を補償

1 失火やもらい火などによる
火災
(り災証明が必要になります)2 電気製品の破損など
落雷3 ガスボンベなど
破裂・爆発4 他人の戸室からの水もれなどによる
水ぬれ
(天井・屋上等の雨漏りを除く)5 建物外部からの物体の
落下・衝突
(室内の家財の保障)6 騒じょうなどの集団行動による
暴力・破壊行為7 家財・現金などの
盗難
(警察の受理番号が必要になります)新しい費用保険で
補償内容が充実**入居者
死亡修理費用**賃貸住宅の居室内において、被保険者の死亡により借用戸室に損害を与えた場合の修理費用
(50万円限度)

2. 盗難等による修理費用と失火見舞金費用を補償

費用保険金

1 盗難などによる
ガラス破壊 (3万円限度)※建物の主要構造部、
野外設備、共用部分
等を除きます。2 火災を起こし近隣への
失火見舞金※被災世帯数にか
かわらず1事故に
つき20万円限度。3 **入居者死亡修理費用**賃貸住宅の居室内において、被保険者の死亡により借用戸室に損害を与えた場合の修理費用
(50万円限度)

3. 家主さんへの賠償

借家人賠償責任保険金

1 **火災** (り災証明が必要になります)2 **破裂・爆発**

4. 日常生活での賠償

個人賠償責任保険金

1 水があふれて階下の壁や家財を濡らした
水ぬれ損害
(借用戸室を除く)(給排水設備の老・劣化に
伴う水漏れは除きます)2 居住敷地内に於ける
損害賠償事故

※お客様の所有する家財に合ったコースをお選び下さい。

〈補償期間 1 年間〉

家財保険金	106万円	199万円	292万円	432万円	525万円	619万円	712万円	805万円	945万円	1,000万円
家財保険金 保険料	2,600円	3,100円	3,600円	4,350円	4,850円	5,350円	5,850円	6,350円	7,100円	7,400円
借家人賠償 責任保険金	1,000万円 (一律保険料 3,900円)									
個人賠償 責任保険金										
合計保険料	6,500円	7,000円	7,500円	8,250円	8,750円	9,250円	9,750円	10,250円	11,000円	11,300円

★ 家財保険金

火災、落雷、破裂、爆発、給排水設備より生じた事故に伴う水濡れ、盗難により家財に損害を受けた場合に保険金をお支払い致します。

- ① お支払いする保険金は再調達価額となります。
- ② 貴金属については、1個または1組みの価格が20万円までとなります。
- ③ 盗難による支払限度額は50万円までとなります。
- ④ 現金の盗難については10万円までとなります。

★ 費用保険金

賃貸借契約に基づいて損害を自費で修理した場合、修理費用保険金をお支払いします。

- ① 家財補償の対象となる事故(上記2、4、5、6、7)による場合(100万円限度)
- ② 失火見舞費用(1事故20万円限度)
- ③ 入居者死亡修理費用(50万円限度)

★ 借家人賠償責任保険金

火災(失火)・破裂又は爆発の事故により、家主さんに法律上の損害賠償をしなければならぬときに保険金をお支払い致します。

★ 個人賠償責任保険金

日常生活において、他人の財物を滅失・棄損・汚損し法律上の損害賠償をしなければならぬとき、保険金をお支払い致します。(居住構内に限ります)

お知らせ

- 支払保険金の合計額が1,000万円を越える場合は、お支払いする保険金は1,000万円までとなります。
- 事故の受付は24時間受付です。事故が発生したとき、ただちに取扱い代理店または弊社までご連絡ください。
- 弊社保険は保険契約者保護機構の対象ではありませんが、リスク管理に万全を期し再保険を掛けております。
- 中途解約返戻金は弊社所定の計算式にてお戻し致します。
- このパンフレットは新家財総合保険・家財総合責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容については約款を参照下さい。
- ご契約者が負担された保険料は所得税の年末調整控除の対象になりません。
- 反社会的勢力とのお取引は一切行いません。